

No. 118号

令和2年4月22日

暴追だより

公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター

TEL 058-277-1613

着任のご挨拶

(公財) 岐阜県暴力追放推進センター
専務理事 小山正典

杉山俊博専務理事の後任として就任しました小山正典と申します。

私は、平成29年3月に刑事部長を最後に岐阜県警察を退職し、その後3年間、岐阜市の危機管理審議監として岐阜市における危機管理や不当要求事案等の対策に従事した後、本年4月1日付で、本職に就任させて頂きました。

関係機関・団体、賛助会員の皆様には、警察官当時や岐阜市役所勤務時にも大変お世話になりましたこと、この場をお借りしまして御礼申し上げますとともに、引き続き、岐阜県暴力追放推進センターの職員としてお世話をいただけますようお願いを申し上げます。もとより微力ではありますが、県内の暴力団排除活動に全力で取り組んでまいりますので、宜しくご厚誼のほど重ねてお願い申し上げます。

さて、私は、これまで、暴力団対策や一般防犯を始め、交通安全対策、要人警護等さまざまな分野における安全対策に従事してまいりました。その経験から「安全」について確信していますことは、

「安全は、元々には存在していない、元々存在しているのは非安全のみ」だ、ということです。

これは、私たちの周りには、元々様々な危険が存在しており、それに対して安全対策を講じ続けていくことが安全を確保するということ、つまり、非安全な状態を排除するための様々な安全対策を能動的に維持していくなければ安全は確保することができないということです。安全のための取り組みの手を緩めれば、元々存在している非安全へと戻ってしまいます。

このことは、治安における安全はもとより、家庭内における安全や建設現場、医療現場、工場内、事業所内等における安全についても同様であります。一度確保できた安全も、放っておけば、非安全へと向かってしまいます。

このため、安全を実現・維持するためには、形骸化に十分な配意をした、繰り返しの研修の実施とそれを実践することが重要となります。取り組みの手を緩めれば非安全に戻ってしまいますが、逆に、適切な対策を重ねれば重ねるほど、よ

り安全な状態へと向かいます。

現下の暴力団情勢は、最大勢力の六代目山口組の分裂に伴う抗争事案の激化により国民の安全が脅かされているところであります。岐阜県を始めとする関係府県公安委員会により六代目山口組及び神戸山口組が特定抗争指定暴力団に指定され、事務所の使用禁止等の命令が発令されております。こうした情勢の中で、警察においては、組事務所等に対する継続した警戒活動とともに積極的な暴力団事件の検挙を進めるなど市民生活の安全を確保するための取り組みが強力に進められているところであります。私たち県民においても、今こそ、これまで官民一体となって取り組んできた暴力団排除活動の手を緩めることなく、取り組みを一層強化していくことが求められております。その手を緩めれば、次の瞬間から非安全な方向へと向かい、暴力団等に付け入られる隙を与えてしまいます。

折しも、現在、新型コロナウィルスの感染増大に伴い特別措置法に基づく「緊急事態宣言」がなされ、事業者等の皆様が営業の自粛という苦渋の選択を強いられており、社会経済への影響が懸念されているところであります。社会経済混乱時において、暴力団等反社会的勢力が、組織窃盗や特殊詐欺はもとより、ヤミ金融、債権取立て等で暗躍することは、過去の事例からも明らかであります。こうした時こそ、官民一体となった暴力団排除活動の手を緩めることはできません。

岐阜県暴力追放推進センターでは、職員一同、皆様からの暴力相談に迅速に対応させて頂くとともに、講習や機関紙等により適宜情報を提供させて頂き、皆様とともに「暴力排除 24 時間 安心の街へ」を目指してまいります。どうぞ、いつでも、迷われることなくご相談をいただきたいと思います。

以上、専務理事就任のご挨拶を兼ねて簡単ではありますが、安全対策と暴力団対策について述べさせていただきました。皆様、今後とも、前任者同様のご支援、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

事務局長 芝野見広

4月から岐阜県暴力追放推進センターの事務局長に就任いたしました芝野見広でございます。前任の直井と同じく警察OBで今年の3月までの警察官として勤務しておりました。その経験を活かし当センターの業務に邁進する所存でございます。

当センターは、暴力団対策法が施行された平成4年に設立されており、法施行を契機とし全国的に地域・職域での暴力団排除気運が高まりをみせ、暴力団排除活動の構図もそれまでの「警察 VS 暴力団」から「社会 VS 暴力団」と大きく様変わりするとともに、暴排活動の効果等から暴力団の勢力も年々減少してきておりました。しかし、暴力団組織の分裂に端を発した対立抗争事件などが全国的に発生し、元号が平成から令和となってからも、街中で銃器を使用した殺傷事件や

組織の威力を背景とした資金獲得活動を敢行するなど、いまも暴力団は社会の敵であり、市民生活の大きな脅威であることに何ら変わりはありません。

暴力団等の反社会的勢力は、暴排活動の手を緩めれば勢力を拡大してきますので、県民、警察、弁護士会、当センターが連携し、社会全体が一体となった暴力団排除活動を継続することが重要性であります。

民間における暴力団追放運動の推進母体として設立された当センターの役割を果たし、安全で安心な岐阜県となるよう微力ではありますが、全力をつくしてまいりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

退任ご挨拶

杉山俊博

桜が見頃を迎えた昨今ですが、今年はいささか様子が違っています。新型コロナウィルスが我が国ばかりか世界中を席捲し、経済活動や各種イベント、日常生活の場に至るまで様々な制約を余儀なくされ、先行き不透明な時節となっています。

こうした中、極めて小事な私事ですが、この3月末をもちまして6年間の永きにわたってお世話になりました暴追センターともお別れすることとなりました。この間、様々な経験をさせていただき、やり甲斐・生き甲斐を感じながら、大過なく今日を迎えることができましたのも、当センターの活動にご理解・ご支援をいただきました数多の事業所・各地域の暴排ボランティアの皆様のおかげと心から感謝と御礼を申し上げる次第です。

ややもすれば暴力団をはじめとする反社会的勢力と共に存していた日本社会も、決別に舵を切った平成の30年でしたが、弱体化しつつあるとはいえ令和の時代にも存続しています。ウィルスと同じで、姿・形が判別しにくくなっていますが、今こそ地域社会が一丸となって撲滅しなければならないときでもあります。

幸いにも、知識・経験はもとより人格・識見ともに秀でた元県警刑事部長の小山正典様に後を引き継ぐことができました。今後とも暴追センターが、皆様と歩調を合わせて前進し続けることを確信しておりますし、陰ながら応援して参りたいと考えております。

6年間本当にお世話になり有り難うございました。

直井和則

5年間にわたり長い間お世話になりました。

暴追だよりで毎回つたない文章で卓話を担当しており、大変失礼しました。
最後となりますが今回「人を見る目」と題しましてお話をし、私のご挨拶とします。

人は生まれ、物心つき、学校に入り就職し、生活していくが人付き合いの中で、「人を見る目」というのは非常に大事なことです。

ただ昔から

上から下見りや3年かかる、下から上見りや3日でわかる
と言われているように、年齢や社会的地位が高くなればなるほど難しくなって参ります。

私が警察署の刑事課に勤務しているときの話です。

刑事の登竜門である看守勤務の若い警察官の中から、次は誰を刑事に入れようかと思案している中、元気はつらつ挨拶もしっかりでき、テキパキと仕事をこなす、Aという若い看守がおり、日頃からこれは有望だなと思っていました。

それで、当時私が担当していた事件で取調べ中の暴力団員との雑談の中で、何の気なしに

「看守のA君はやる気があつていいなあ」
と話をしました。

するとその暴力団員は

「刑事さんの目は節穴ですか、あのAはダメ。上司の見てる前だけは一生懸命やっていますけど、見てないときは手抜きで、裏表があつてあかんですよ。」

と、意外な答えが返って来て、さらに

「Bという看守がいるでしょ、あの子はいいですよ、自己アピールはしませんけど、上司が見てないときも手抜きせず一生懸命真面目にやってます。」

とのことでした。

Bという看守も知つてはいましたが、あまり目立たない存在でそんなに印象に残る子ではありませんでした。

私は頭をガツンとやられた思いでした。

彼らの世界はまさに下克上であり、生き残るために「この人間は信用できるか、役に立つか、俺より上か下か」等常に相手を観察する癖がついています。

その眼力は、自分の生活がかかっていますから得ていますし、その論理も通常の組織に十分通じるものです。

私は改めて人を見る目の難しさを痛感すると同時に見る目なさを自覚しました。

そしてもう一つはA君です。看守というのは留置人を看（み）る仕事なのですが、実はその逆で留置人から常に看られている仕事であるということに気づかなかつた、そのため暴力団員に見事に本性を見破っていたわけです。

暴力団員も一定の倫理観？があり、刑事ドラマでは刑事を応援していますし、

水戸黄門も応援しています。

ですから留置場ではざるいA君より真面目なB君に暴力団員は好感を持ち、B君の言うことをよく聞くはずです。

人は自分にとって大事な人に対しては良いところしか見せません。

良いところしか見ていない者はその人を良い人と判断してしまいます。

人には良いところ悪いところが必ずありますので、やはりたくさんの情報を得ることがその人となりを判断するためには重要です。

そのためにはいろいろな人から話を聞く必要がありますが、たくさん的人が進んで自分に近寄ってくる環境を常に作っていかなければなりません。

偏見に満ちた情報は判断も偏ります。

ご自身の環境は、目は正しいでしょうか。

「俺は大丈夫！」と言う方ほど危ないと思います。

皆様お元気で。引き続き暴追センターをよろしくお願ひいたします。

民暴懇の延期について

令和2年3月10日(火)岐阜県庁大会議室にて開催予定でありました「第34回民事介入暴力対策連絡懇話会」につきましては、諸般の事情によりまして無期延期となりました。

開催日が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

岐阜県暴力団排除条例の改正！

罰則規定新設 R 2.4.1～

岐阜県暴力団排除条例が改正され本年4月1日から施行されました。

内容は岐阜県内の特別強化地域内で特定接客業者が

- ・ 暴力団に用心棒料等を提供した場合
- ・ 暴力団から用心棒の役務の提供を受けた場合

業者、暴力団ともに

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

となります。

※特別強化地域

岐阜市～柳ヶ瀬・玉宮地区、金津園地区

大垣市～大垣駅南地区

高山市～高山駅東地区

暴力相談受理状況

特徴

- 1 相談件数が3年連続900件超え(センター発足当初と比較して約4倍)
- 2 反社会的勢力との関係遮断のための取引先に関する相談は増加傾向が続く
- 3 いわゆる悪質クレーマーに関する相談は増加
- 4 行政からの相談は昨年より減少したものの依然として増加傾向

過去の受理状況

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
636	782	923	918	976

相談対象者の推移

	暴力団	エセ同和等	クレーマー	その他	計
平成27年	115	12	106	403	636
平成28年	161	31	241	349	782
平成29年	171	26	311	415	923
平成30年	96	11	229	582	918
令和元年	121	3	130	722	976

暴力相談の内容

不当要求行為	32
不当要求行為以外の暴力相談	924
民事事案	20

計

976

不当要求行為の内容

公共料金滞納者からの因縁・クレーム	5
行政事務に関する因縁・クレーム	1
購入職員の応接に関する因縁・クレーム	5
各種工事に関する因縁・クレーム	8
機関誌・書籍購入等	2
強引又は法外な借金の取り立て	2
物品購入に関する因縁・クレーム	2
寄付金・賛助金	1
その他の因縁・クレーム	6
計	32

不当要求行為以外の暴力相談の内容

企業からの取引相手相談	882
その他の暴力相談	42
計	924

暴力団離脱者に対する社会復帰支援

暴力団を離脱した者に対する就労支援の広域協定加入都府県が、合計34都府県となりました。

広域協定参加都府県

H28	2/5	東京・茨城・群馬・神奈川・静岡・岐阜・愛知・三重・大阪 鳥取・高知・福岡・佐賀・鹿児島			
	2/12	青森	3/25	熊本	6/24 愛媛 11/9 兵庫
	11/24	広島			
H29	2/24	新潟	3/6	徳島	8/1 栃木・奈良・大分
	11/30	山口・山形・香川			
H30	3/29	石川	8/31	埼玉・千葉	12/14 宮崎
H31	1/31	岡山	3/1	島根	
R 1	8/28	山梨			

弁護士による無料法律相談

暴力団員、暴力団員風の者、悪質クレーマー等の絡む相談を受け付けています。相談は無料です。秘密は厳守します。お悩みの方は、お気軽にご相談下さい。

日 時 毎週水曜日 午後2時～午後4時

場 所 岐阜市小柳町18番3 暴追センタービル2階

相談料 無 料

相談担当 岐阜県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター所属弁護士
暴追センター相談委員帶同

相談方法 電話相談（新型コロナウイルス感染防止のため当分の間、電話相談のみとしています。）

相談電話 058-264-6764

お知らせ

○ 今年の『第29回暴力追放岐阜県民大会』は**9月14日（月）**

- ・不二羽島文化センター・スカイホールにおいて開催予定です。
※ 新型コロナウイルス感染症の発生状況により開催延期の可能性
もあります。